

**岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務
技術提案書評価基準**

**令和7年5月
岩手県**

評価方法及び受託予定者決定方法は次のとおりとする。

1 選定委員会

本業務の受託予定者の決定に関する事項は、「岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務に係る技術的審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

2 評価方法

(1) 評価の配点

評価にあたっては、1,200 点の範囲内で採点を行い、技術評価による得点（以下「技術点」という。）と価格評価による得点（以下「価格点」という。）に区分し、配分を 3 : 1 とする。

$$\text{総合評価点 (1,200 点)} = \text{技術点 (900 点)} + \text{価格点 (300 点)}$$

(2) 技術評価の方法

技術点は、必須項目を満たした場合に与えられる「基礎点」と、各々の加算点項目を満たした場合に与えられる「加算点」の合計とする。配点は次のとおりとする。

$$\text{技術点 (900 点)} = \text{基礎点 (90 点)} + \text{加算点 (810 点)}$$

各項目の評価は、委員会が「技術提案書評価表」（様式第 1 号）（以下「評価表」という。）に基づき行う。

ア 基礎点

委員会が全ての必須項目について仕様を満たすと判断した場合、基礎点 90 点を付与する。

評価の結果、どれか一つでも満たされていないと判断した場合には、不合格とする。

なお、評価表項番 24 の評価にあたっては、「機能要件適合表」（技術提案書作成要領様式第 1 号）の全ての項目が、次の(ア)(イ)のいずれかを満たしている場合に合格とする。

(ア) 「回答」欄が「○」となっていること。

(イ) 「回答」欄が「△」となっており、委員会による代替案審査の結果、合格と判断されたこと。

イ 加算点

委員会の各委員が評価表に基づき加算点項目の評価を行い、加算すべきと判断されたものに対して以下の表に基づき点数化する。

各項目の点数は、委員会の各委員による当該項目の点数の総和を委員数で除して、小数点以下第 5 位を切り捨てた値とする。

各項目の点数の総和を、加算点とする。

① 評価基準

評価	評価基準
3	提案内容が特に優れている。
2	提案内容が優れている。
1	提案内容がやや優れている。
0	普通

② 配点表

評価	最大加算点			
	30点	60点	90点	120点
3	30	60	90	120
2	20	40	60	80
1	10	20	30	40
0	0	0	0	0

(3) 価格評価の方法

価格点は、参考見積価格を予定価格で除して小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から減じて得た値に参考見積価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = \{1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})\} \times 300 \text{点}$$

(4) 不合格の扱い

- ア (2)-「ア 基礎点」で不合格とした者の加算点項目の評価は行わない。
- イ (2)-「ア 基礎点」で不合格とした者の価格評価は行わない。

3 受託予定者決定方法

- (1) 入札価格が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点が最も高い者を受託予定者とする。
- (2) 受託予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより受託予定者を決定するものとする。